毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

告

○産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件

○計量器の定期検査を実施する件

報

○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

○市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件 ○道路の区域を変更する件

公

島

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

○県営土地改良事業の工事が完了した件

福

告 示

福島県告示第四百八十二号

用する法第十五条第六項の規定により、 者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第二項にお 辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。 いて準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周 いう。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準 意見書を提出することができる。 「法」と

申請及び申請書等の縦覧に係る事項

令和五年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

> 1 相馬市長 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

福島県相馬市中村字北町六十三番地の三

産業廃棄物処理施設の設置の場所

2

福島県相馬市光陽三丁目三番地の一

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 産業廃棄物処理施設の種類

第十四号ハに規定する管理型最終処分場 基 (昭和四十六年政令第三百号) 第七条

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥
- (Ξ) ばいじん
- 申請年月日 令和五年七月十二日
- 를 를 를 풀

縦覧場所 福島県相双地方振興局県民環境部環境課 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

相馬市民生部生活環境課

福島県相馬市中村字北町六十三番地の三

新地町町民課

를 를 를 걸

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田三十番地

7 縦覧期間及び縦覧時間 令和五年八月四日から同年九月四日まで(福島県の休日を定める条例(平成元年

福島県条例第七号)に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

意見書の提出に係る事項

를 를 숲 숲

1 提出期限

令和五年九月十九日

2 提出先

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

3 意見書の記載事項(いずれも日本語で記載すること。

者の氏名 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

対象事業の名称

具体的な利害関係の内容

生活環境の保全上の見地からの意見

(産業廃棄物課)

福島県告示第四百八十三号

福

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、 令和五年八月四日 特定計量器の定期

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅 雄

対象となる特定計量器 検査の期日及び時間 検 査 対象となる特定計量器 検査の期日及び時間 検 査 のを除く。以下同 九月六日 1月六日 1月六日 1月六日 1月六日 1月六日 1月六日 1月八日 1月八日 1月八日 1月八日 1月八日 1月八日 1月八日 1月八	— 村 右に掲げる町	同郡矢祭町	同郡塙町	同郡棚倉町	村 東白川郡鮫川	検査区域
別田及び時間 検査 1 1 1 1 1 1 1 1 1	もの右)、分銅及のを除く。	ー号マは育二書 第三二九号)第 施行令(平成五 非自動はかり	対象となる特定計量器
所 福 セ 矢 塙 棚 鮫 検 島 ン 祭 町 倉 川村 査 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	九月一一日から一〇月 一〇日まで(土曜日、日 曜日及び祝日を除く。) 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から	九月八日 午前一二時まで 午前一二時まで	九月七日 午前九時三〇分から 午後四時まで 午後四時まで	午午午午月	1 174 - FI	検査の期日及び時間
	所福島県計量検定	センター 大祭町山村開発	塙町公民館	棚倉町役場	鮫川村公民館	查場

定する検査場所で実施する検査 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規

及び同郡鮫川村 郡矢祭町、同郡塙町 東白川郡棚倉町、同 非	検査区域
7自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)二日まで(土曜日、日曜一一月一日から一二月二	検査の期日

(計量検定所)

恒島県告示第四百八十四号

¤島加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す 'きことについて同意があった。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、

令和五年八月四日

福島県知事

内 水 堀 産 雅 課雄

仙島県告示第四百八十五号

9林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和五年八月四日

1 解除予定保安林の所在場所 双葉郡富岡町(国有林。次の図に示す部分に限る。

福島県知事

内

堀

雅

雄

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除予定保安林の所在場所 双葉郡富岡町(国有林。次の図に示す部分に限る。

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

邑岡町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

(森林保全課)

福島県告示第四百八十六号

次のとおりである。
一次のとおりである。
一次のとおりである。
一次のとおりである。
一次のとおりである。
一次ののとおりである。

令和五年 八月四日

福島県知事内 堀雅 雄

所在の不分明な者の氏名

家多助 賀一男 芳賀百作 黒川イ子ョ 星丑三 小山光吉 星治 野沢幸夫 星清次 星光 湯田栄三 室井良一 現作 児山源四郎 川井吉松 室井政一 湯田音治 星好子 小椋三男 星たみ 菅 湯田高博 渡邊則雄 佐々木次郎 星サナエ 室井和秀 赤松政範 芳賀文一郎 芳賀恒夫 星初男 星克己 芳賀トリノ 芳賀周吾 星喜代次 星伊三雄 星寅重 小椋庄一郎 湯田栄松 室井芳弥 星有朋 広野幸伸 室井英彦 星竹直 湯田清 湯田真和 山越健三 根本徳左エ門 星好郎 渡部寛 星吉右エ門 山越 湯田永久子 湯田房志 湯田旭 佐藤勝俊 湯田勝 湯田明宏 相原盛衛 湯田千代治 湯田幸意 湯田フクヨ 湯田政広 相原攻 湯田盛義 相原正則 大竹忠 室井俊太郎 星長吉 川井康一 室井政吉 川井 芳賀長市 芳 湯田文男

一通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

い。の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第六百四十五号)によるこの指定施業要件にのいては、保安林2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課

福島県告示第四百八十七号

次のとおりである。 文のとおりである。 でにより当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方本林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和五年八月四日

令和5年8月4日 金曜日

福島県知事 内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名

徳次 岩渕貞藏 鈴木勝 小島市郎 島為重 小島為三 小島美登理 小島鶴記 小島千代志 岩渕俊正 田崎吉平 岩渕島為重 小島為三 小島良介 小島義美 小島清隆 小島清春 小島清三郎 小島市郎 小島庄三 小島保 小島幸一 五十嵐光雄 鈴木禎三 鈴木貞一 小島久次島市郎 小島庄三 小島保 小島幸一 五十嵐光雄 鈴木禎三 鈴木貞一 小島久次江川欽一 小島長一 小島ハルコ 小島住男 小島一彦 小島行正 小島富男 小江川欽一 小島長一

二 通知の内容の要旨

2

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

(森林保全課)の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第六百二十号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

福島県告示第四百八十八号

令和五年八月四日計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

福島県知事の内

堀

雅

雄

Ŗ.	道子上可見				
_	六六・二	一四 一四·五 六	変更後	まで 郡同 町金井	
_	六六	一四·六 五·九	変更前	から 沢字石田二一番一地先 京会津郡南会津町金井	二八九号
	(メートル)	(メートル)	の ਭ 別 後	[]	出 彩 彳
	延長	敷地の幅員	更更		泉

(道路計画課)

福島県告示第四百八十九号

地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、市街

福島県知事

内

堀雅

雄

令和五年八月四日

組合の名称

いわき駅並木通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

(変更前)令和元年七月九日から令和七年三月三十一日まで

施行地区(変更後)令和元年七月九日から令和七年十二月三十一日まで(変更後)令和元年七月九日から令和七年十二月三十一日まで

いわき市平字田町の一部の区域

Ξ.

四事務所の所在地

公告第百五十七号

六

Б.

変更認可の年月日令和元年七月九日設立認可の年月日 令和五年七月十四日

(まちづくり推進課)

公

告

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

次の

福島県知事 内 堀

報

土地改良区の名称

令和五年八月四日

阿武隈川上流土地改良区

就任した役員 理事 小松 で

恵

白河市東深仁井田字千代ノ岡一八番地住所

退任した役員

理事 役 別

勝惠

白河市東深仁井田字千代ノ岡五〇番地

氏名 小松

住所

雅

雄

(農村計画課)

公告第百五十八号

事業))の工事は令和五年三月二十七日完了したので公告する。 岩根地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により

福島県知事

令和五年八月四日

内 (農村計画課) 堀 雅 雄

リサイクル適性®

【定価 1 箇月 3,560円】

福 発行者 島 印刷所 株式会社 第 印 刷